

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）に対する魚沼市の考え方（案）

1 共通事項

項目	条項	分類	厚生労働省令	魚沼市の考え方
最低基準の目的	第2条	—	<ul style="list-style-type: none"> 最低基準は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 	国の基準どおり
最低基準の向上	第3条	—	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長は、児童福祉審議会（または児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見）の意見を聴き、家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。 	国の基準どおり ※本市においては、児童福祉審議会の設置がないことから、「子ども子育て会議」の意見を聞くこととする。
最低基準	第4条	—	<ul style="list-style-type: none"> 最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させなければならない。 最低基準を理由として、設備又は運営を低下させてはならない。 	国の基準どおり
一般原則	第5条	—	<ul style="list-style-type: none"> 利用乳幼児の人権に十分配慮し、一人一人の人格を尊重して運営を行うこと。 地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めること。 事業者等は、自ら行う保育の質の評価を行い、常に改善を図ること。 事業者等は、定期的に外部の評価を受け、結果を公表し、常に改善を図ること。 	国の基準どおり

項目	条項	分類	厚生労働省令	魚沼市の考え方
保育所との連携	第6条	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く）は、家庭的保育等が適正かつ確実に実施され、保育の提供終了後も必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しなければならない。 ○集団保育を体験させる機会の設定 ○適切な提供に必要な相談、助言その他の支援 ○代替保育の提供 ○提供終了後の受入れ先の確保（教育・保育施設への接続） 	国の基準どおり
非常災害の対応	第7条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・軽便消化器等の消化用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けること。 ・非常災害への具体的計画を立て、避難及び消火訓練を少なくとも毎月1回実施すること。 	国の基準どおり
職員の一般的要因	第8条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であってできる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。 	国の基準どおり
職員の知識及び技能の向上等	第9条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は常に自己研鑽に励み、事業の目的を達するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 	国の基準どおり
他の社会福祉施設等を併設する場合の設備及び職員の基準	第10条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じて設備及び職員の一部を兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備、利用乳幼児の保育に直接従事する職員は除く。 <p>※ただし書きは「従うべき基準」</p>	国の基準どおり

項目	条項	分類	厚生労働省令	魚沼市の考え方
利用乳幼児を平等に取り扱う原則	第11条	従うべき基準	・利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用する費用を負担するか否かによって、差別的取り扱いをしてはならない。	国の基準どおり
虐待等の禁止	第12条	従うべき基準	・利用乳幼児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる虐待行為、利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	国の基準どおり
懲戒に係る権限の濫用禁止	第13条	従うべき基準	・懲戒に関し、利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとる場合は、身体的苦痛を与え、人格を辱める等権限を濫用してはならない。	国の基準どおり
衛生管理等	第14条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理と衛生上必要な措置を講ずること。 ・感染症又は食中毒が発生・まん延に対する必要な措置を講ずるよう努めること。 ・必要な医薬品その他の医療品を備え、管理を適正に行うこと。 ・居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。 ・居宅訪問型保育事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めること。 	国の基準どおり
食事	第15条	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・食事を提供するときは、事業所等内で調理する方法により行わなければならない。 ・献立は、できる限り変化に富み、健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 ・食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 ・調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 ・健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。 	国の基準どおり

項目	条項	分類	厚生労働省令	魚沼市の考え方
食事提供の特例	第16条	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の要件を満たす場合は、連携施設等（※搬入施設）から搬入する方法により行うことができる。（外部搬入の場合であっても、事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。） ○ 食事の提供責任が保育事業者にあり、衛生面、栄養面等業務上必要な注意など、調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 ○ 栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導など、栄養士による必要な配慮が行われること。 ○ 受託者が給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。 ○ 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 ○ 食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 <p>※搬入施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 連携施設 ○ 当該家庭的保育事業者等と同一・関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 ○ 学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場 	国の基準どおり

項目	条項	分類	厚生労働省令	魚沼市の考え方
利用乳幼児及び職員の健康診断	第17条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 ・ 利用開始前に健康診断が行われた場合であって、利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ※健康診断をした医師は、その結果を記録し、必要に応じ保育の提供又は保育の解除・停止等の必要な手続をとるよう勧告しなければならない。 ・ 職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。 	国の基準どおり
内部規定	第18条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ○事業の目的及び運営の方針 ○提供する保育の内容 ○職員の職種、員数及び職務の内容 ○保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ○保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 ○乳児、幼児の区分ごとの利用定員 ○家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ○緊急時等における対応方法 ○非常災害対策 ○虐待の防止のための措置に関する事項 ○その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項 	国の基準どおり

項目	条項	分類	厚生労働省令	魚沼市の考え方
家庭的保育事業所等に備える帳簿	第19条	参酌すべき基準	・職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	国の基準どおり
秘密保持等	第20条	従うべき基準	・職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ・職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。	国の基準どおり
苦情への対応	第21条	参酌すべき基準	・利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ・市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	国の基準どおり
保育時間	第24条	参酌すべき基準	・保育時間は、原則、1日につき8時間 ※乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業者ごとにが定めるものとする。	国の基準どおり
保育内容	第25条	従うべき基準	・保育指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	国の基準どおり
保護者との連絡	第26条	参酌すべき基準	・常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	国の基準どおり

2 家庭的保育事業【利用定員が5人以下】

項目	条項	分類	厚生労働省令	魚沼市の考え方
設備の基準	第22条	参酌すべき基準	<p>【保育室等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 ・専用の部屋の面積は、9.9㎡以上（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積） <p>【屋外遊戯場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭があること。（付近の代替地も可。満二歳以上の幼児一人につき、3.3㎡以上であること。） <p>【その他の設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。 ・衛生的な便所を設けること。 ・火災報知器及び消火器を設置、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。 	国の基準どおり
	第22条第4項	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生的な調理設備を設けること。 	国の基準どおり
職員	第23条	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置くこと。ただし、調理業務の全部委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合には、調理員を置かないことができる。 ・家庭的保育者1人が保育できる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。 <p>○家庭的保育者：市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者で、保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者、法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</p> <p>○家庭的保育補助者：市町村長が行う研修を修了した者</p>	国の基準どおり

3 小規模保育事業【A型・B型：利用定員が6人以上19人以下、C型(第35条)：利用定員が6人以上10人以下】

項目	条項	分類	厚生労働省令			魚沼市の考え方
			A型	B型	C型	
設備の基準	A型： 第28条 B型： 第32条 C型： 第33条	参酌すべき 基準 ※調理設備 に係る部分 のみ「従う べき基準」	<p>【満2歳未満児】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室又はほふく室の面積 1人につき3.3㎡以上 <p>【満2歳以上児】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室又は遊戯室の面積 1人につき1.98㎡以上 ・屋外遊戯場の面積 1人につき3.3㎡以上（付近の代替地も可。） <p>【その他の設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調理設備 ○保育に必要な用具 ○便所 <p>【耐火基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室等を2階以上に設ける場合は、建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること。 ・保育所に準じた防火設備を備えること。 			国の基準どおり
職員	職員数	従うべき 基準	<p>【0歳児】 おおむね3人につき1人</p> <p>【1.2歳児】 おおむね6人につき1人</p> <p>上記より算定した職員数の合計に1人を加算した数以上</p>		<p>【0～2歳児】</p> <p>おおむね3人につき1人 (家庭的保育補助者を置く 場合は5人に対し2人)</p>	国の基準どおり
	保育従事者		<p>保育士</p> <p>※保健師又は看護師を1人 に限り保育士とみなす。</p>	<p>保育士</p> <p>その他保育従事者（市町村が 行う研修を修了した者）</p> <p>※保育士の割合は1/2以上</p> <p>※保健師又は看護師を1人 に限り保育士とみなす。</p>	<p>家庭的保育者</p> <p>家庭的保育補助者</p>	

4 居宅訪問型保育事業

項目	条項	分類	厚生労働省令	魚沼市の考え方
事業内容	第37条	従うべき基準	<p>居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ・ 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 ・ 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育 ・ 母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育 	国の基準どおり
設備及び備品	第38条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること。 ・ 保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 	国の基準どおり
職員	第39条	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。 	国の基準どおり
居宅訪問型保育連携施設	第40条	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。 	国の基準どおり

5 事業所内保育事業

項目	条項	分類	厚生労働省令		魚沼市の考え方		
			利用定員20人以上（保育所型）	利用定員19人以下（小規模型）			
利用定員の設定	第42条	従うべき基準	・利用定員の区分に応じ、市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。		国の基準どおり		
			利用定員数	その他の乳幼児数		利用定員数	その他の乳幼児数
			1人～5人	1人		26人～30人	7人
			6、7人	2人		31人～40人	10人
			8人～10人	3人		41人～50人	12人
			11人～15人	4人		51人～60人	15人
			16人～20人	5人		61人～70人	20人
21人～25人	6人	71人～	20人				
設備の基準	保育所型： 第43条	参酌すべき基準	【満2歳未満児】 ・乳児室 1.65㎡/人以上 ・ほふく室 3.3㎡/人以上 【満2歳以上児】 ・保育室又は遊戯室 1.98㎡/人以上 【その他の設備】 ○調理室 ○保育に必要な用具 ○便所	【満2歳未満児】 ・乳児室又はほふく室 3.3㎡/人以上 【満2歳以上児】 ・保育室又は遊戯室 1.98㎡/人以上 【その他の設備】 ○調理設備 ○保育に必要な用具 ○便所	国の基準どおり		
	小規模型： 第48条		【屋外遊戯場】 ・満2歳以上児1人につき3.3㎡以上（付近の代替地でも可。） 【耐火基準】 ・保育所と同様の防火設備を備えること。保育室等を2階以上に設ける場合は、建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること。				

項目	条項	分類	厚生労働省令		魚沼市の考え方
			利用定員20人以上（保育所型）	利用定員19人以下（小規模型）	
職員	保育所型： 第44条	従うべき 基準	<p>【0歳児】 おおむね3人につき1人 【3歳児】 おおむね20人につき1人</p> <p>【1.2歳児】 おおむね6人につき1人 【4歳以上児】 おおむね30人につき1人</p> <p>※上記より算定した職員数の合計に1人を加算した数以上</p> <p>※保育所型においては最低2人必要</p>		国の基準どおり
	小規模型： 第47条		<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ※1つの保育事業所につき2人を下回ることはできない ※保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・その他保育従事者（市町村が行う研修を修了した者） ※保育士の割合は1/2以上 ※保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなす。 	
連携施設に関する特例	第45条	従うべき 基準	<ul style="list-style-type: none"> ・連携施設を確保しないことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携施設の確保が必要（法第6条第1項） ※経過措置あり 	国の基準どおり

6 経過措置

項目	条項	分類	厚生労働省令	魚沼市の考え方
施行期日	附則 第2条	—	<ul style="list-style-type: none"> ・この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。 	平成27年4月1日施行
食事の提供の経過措置	附則 第2条	従うべき 基準	<ul style="list-style-type: none"> ・自園調理を行っていない場合、条例施行日から5年を経過するまでの間、食事の提供や調理員、調理設備等の規定について、適用しないことができる。 	国の基準どおり
連携施設に関する経過措置	附則 第3条	従うべき 基準	<ul style="list-style-type: none"> ・連携施設の確保が著しく困難であって、適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、条例施行日から5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 	
小規模保育事業B型等に関する経過措置	附則 第4条	従うべき 基準	<ul style="list-style-type: none"> ・条例施行日から5年を経過する日までの間、家庭的保育者又は家庭的保育補助者を小規模保育事業B型及び事業所内保育事業において保育従事者とみなすことができる。 	
小規模保育事業C型の利用定員	附則 第5条	従うべき 基準	<ul style="list-style-type: none"> ・条例施行日から5年を経過する日までの間、利用定員を6人以上15人以下とすることができる。 	

